

平成 2 3 年

1 1 月 彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 議会 臨時 会
会 議 録

開会：平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日

閉会：平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日

会期：1 日

彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 議会

平成23年11月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

平成23年11月29日（火）

◆議事日程	1
◆本日の会議に付した事件	1
◆会議に出席した議員	1
◆会議に欠席した議員	2
◆議場に出席した説明員	2
◆議事内容	
◇議席の指定	3
◇会議録署名議員の指名	3
◇会期の決定	3
◇議案第5号上程	4
◇質疑	7
◇討論	9
◇採決	11
◇議案第6号上程	11
◇質疑	12
◇討論	13
◇採決	14
◆付録	
◇全員協議会	17

平成23年11月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録

平成23年11月29日（火）

◆議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第5号上程
- 第5 議案第6号上程

◆本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第5号
彦根愛知犬上広域行政組合職員給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第6号
彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

◆会議に出席した議員（19名）

1番	木村 修	議員	2番	有馬 裕次	議員
3番	谷川 利治	議員	4番	西山 勝	議員
5番	山内 善男	議員	6番	西澤 伸明	議員
7番	北川 久二	議員	8番	中島 幸子	議員
9番	小川喜三郎	議員	10番	上杉 正敏	議員
11番	田中 滋康	議員	12番	伊谷 正昭	議員
13番	西川 正義	議員	14番	宮田 茂雄	議員
15番	安藤 博	議員	16番	前川 春夫	議員

17番 辰己 保 議員 18番 西澤久仁雄 議員
19番 北村 收 議員

◆会議に欠席した議員（0名）

◆会議に出席した事務局職員

事務局長 宮本 守 書記 小椋 恭子
書記 高橋 大

◆議場に出席した説明員

管理者	獅山 向洋	副管理者	伊藤 定勉
副管理者	北川 豊昭	副管理者	久保 久良
愛荘町副町長	宇野 一雄	会計管理者	東 幸子
総務課長	馬場 敬人	建設推進室長	牛澤 史幸
紫雲苑場長	谷川 勝彦	投棄場場長	水森 豊孝

◆議場に欠席した説明員（0名）

◆議事内容

平成23年11月臨時会

【開会】

議長 今臨時会の開会に当たり、管理者よりごあいさつをお願いいたします。
管理者 それでは、組合議会11月臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、月末でもございまして、皆様、何かとご多用の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、議員各位におかれましては、平素から組合の管理運営に格別のご支援とご理解を賜っており

まして、厚く御礼を申し上げるものでございます。

さて、本日の臨時会は、当組合職員の給与に関する条例の一部改正の案件につきまして、12月に支給する期末・勤勉手当に関わります関係から、急遽、この時期に開催させていただいたものでございます。

また、議会選出の監査委員の選任の案件につきましても、提案をさせていただくものでございます。どうか、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。

午後 2 時 05 分 開会

議 長 それでは、ただ今から平成 23 年 11 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 18 名で、会議開会定足数に達しております。

よって、平成 23 年 11 月臨時会は成立をいたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

【議席の指定】

議 長 日程第 1、新たに就任いただきました議員の「議席の指定」を行います。

議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

【会議録署名議員の指名】

議 長 次に、日程第 2、本日の「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、9 番 小川喜三郎君、10 番 上杉正敏君を指名いたします。

【会期の決定】

議 長 次に、日程第 3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—異議なしの声—

議 長 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

【議案第 5 号上程】

議 長 次に、日程第 4、議案第 5 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議 長 提案者の説明を求めます。

管 理 者 それでは、議案第 5 号について、ご説明申し上げます。

議案第 5 号の議案書綴りをご覧いただきたいのですが、議案書綴りの 1 ページから 6 ページ、それと別添として 7 ページから 14 ページ、条例改正概要書を添付しておりますのでご参照いただきたいと思えます。この議案は、当組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案でございます。その概要でございますが、本年 9 月 30 日の人事院勧告を踏まえ、給与に関する条例等の一部改正を行うものであります。主な改正点といたしましては、官民給与格差の解消のため、まず第 1 点目といたしまして、中高年齢層を中心に、給料表の給料月額の下げの改定、それから 2 点目といたしまして、平成 18 年度の給料表の改定時において、現給保障されている額の下げの改定、3 点目といたしまして、平成 23 年 4 月から 11 月までに支給した給与の格差相当分の解消のため、特例措置として平成 23 年 12 月に支給する期末手当において、減額調整をする改定、これらの 3 点でございます。

この内容の詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。

総務課長 失礼いたします。総務課長でございます。

それでは、議案第 5 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」につきまして、その詳細をご説明させていただきます。

お手元の議案書綴り、ただいま管理者の方からもありましたけれども、1 ページから 6 ページが条例案、別添といたしまして 7 ページから 14 ページが改正の概要書、新旧対照表でございます。それに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、まず、条例案 1 ページ、第 1 条でございますけれども、これは「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例」の一部改正でございます。改正内容は、別表第 1・行政職給料表の改正に係る規定でございます。

人事院勧告で示された給料表に準じ、給料月額を改正しようとするものでございまして、若年層は据え置き、50 歳台を中心に、40 歳台以上を念頭におきながら、引下げの改正を行うものでございます。2 ページから 4 ページが改正後の給料表でございます。

また、条例改正概要書につきましては、7 ページの下の部分に新旧対照を掲載してございますけれども、ここで別紙となっております別表第 1 の給料表につきましては、11 ページから 14 ページで、新旧の給料表を付けさせていただいております。改正部分は、アンダーラインを表示している部分でございます。

次に、条例案 5 ページをご覧くださいと思いますが、5 ページ、第 2 条でございます。こちらは、平成 18 年組合条例第 1 号の「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正でございます。改正内容は、給料の現給保障額の引下げに係る規定でございます。

平成 17 年度の給与体系の大幅な見直しの中で、新たな給料表に切り替えましたが、この切り替えで、それまでの給料月額に達しないこととなる職員については、いわゆる現給保障という形で、本来の給料月額に、その差額に相当する額を加えて給料として支給されております。この現給保障について、平成 21 年度の給料表減額改定により減額対象となった職員には、本来の給料月額にその差額の 100 分の 99.59 を加えて給料月額とし、また減額改定対象職員以外の職員には、本来の給料月額にその差額の 100 分の 99.83 を加えた額としてございましたが、今回の付則第 7 項第 1 号および第 2 号におきまして、今回の改正では、その率が引下げられ、平成 21 年度から減額改定対象である職員については、本来の給料月額にその差額の 100 分の 99.1 を加えた額を給料月額とし、また減額改定対象職員以外の職員については本来の給料月額にその差額の 100 分の 99.34 を加えた額を給料月額とすることを規定するものでございます。

なお、条例改正概要書につきましては、8 ページにございますけれども、今回の第 2 条部分の新旧対照を記載してございます。変更となる箇所につきましては、アンダーラインを表示している部分でございます。

それでは続きまして、条例の方、5 ページの中段でございますけれども、条例案の付則でございます。付則第 1 項につきましては、本改正条例の施行日を本年 12 月 1 日とするものでございます。12 月期の期末手当等に係る債権は、基準日でございます 12 月 1 日に発生いたしますことから、11 月末日までに本改正条例を公布したいと考えております。

次に、付則第 2 項につきましては、本年 4 月から 11 月までに、既に職員に支給されている給料等と民間の較差分について、特例措置として、本年 12 月期の期末手当で調整を図る規定でございます。本年 12 月期の期末手当につきましては、条例の規定により算定される期末手当の基準額から、同項の第 1 号および第 2 号の額の合計額を調整額として減じた額とし、この調整額が基準額以上となるときには、期末手当を支給しないことを規定しております。6 ページにお移りいただきまして、同項第 1 号の表でございますけれども、こちら行政職給料表の職務の級および号級が記載されておりますが、これは、給料表で今回の減額改定対象とならない、いわゆる若年層が該当するところでございます。本年 4 月 1 日現在で、この表に該当する職員以外は、減額改定対象職員となるものでございます。減額改定対象職員につきましては、本年 4 月の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当および住居手当の月額合計に 100 分の 0.37 を乗じた額に、4 月から 11 月までの 8 か月分の月数を乗じて得た額が、この第 1 号における調整額となるものでございます。なお、この号には、いくつかの括弧書がございますが、これは臨時的任用職員を対象外とすることや、4 月 2 日から 12 月 1 日までの間で、途中で減額改定対象職員になった場合等を規定するものでございます。

次に、6 ページの中段、表の下、同項の第 2 号につきましては、減額改定対象職員に支給された 6 月期の期末手当および勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額が調整額となることを規定するものでございます。

従いまして、減額改定対象職員の本年 12 月期の期末手当の額は、期末手当の基準額から、今、申し上げました付則第 2 項第 1 号および第 2 号に規定する調整額を減じた額となるものでございます。

続きまして、付則第 3 項でございますが、本改正条例の施行に関し、必要な事項について規則へ委任することを定めるものでございます。

以上、給与に関する条例等の一部を改正する条例案のご説明とさせていただきます。ご審議につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

議長 西澤議員。

西澤議員 通告書を出しておりませんが、議長から機会を与えていただきましたので、いくつか質問をさせていただきます。

一つは、解りきったことかもしれませんが、ごく原則的な確認をさせていただきたいと思ひます。人事院勧告そのものについての制度、そしてこの人事院勧告に基づく今回の改定については、義務規定、義務行為であるのかどうか、これが一つ目です。

それから二つ目は、この人事院勧告に基づいた、労働組合ないしは、労働者の代表等と協議をしたことがあるのか。そして協議の結果は、どうだったか。これが2点目です。

それから3点目は、この人勧に基づく、今回の当組合の影響額、減額される金額の総額ですが、おいくらになるのかということです。それから最後に、概要書の中の7ページですが、ここにあります50歳台、40歳台、40歳台前半層と若年層、それぞれ減額対象となる職員の数値を掌握されていると思ひますので、ご報告願ひたいと思ひます。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまのご質問ですけれども、まず人事院勧告の制度につきまして、義務行為かどうかということをございますけれども、これにつきましては従来から国家公務員の給与を民間の労働者の給与水準に合わせることを基本としており、公務員給与について国民の理解を得るとともに、公務員の適正な給与を確保する機能を人事院勧告は有しているものと認識しております。地方公務員法第14条第1項で「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、随時、適当な処置を講じなければならない。」と規定されております「情勢適應の原則」、また同法第24条第3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されております「均衡の原則」これに基づき改定を行おうとしているも

のでございます。

続いて、労働組合との協議ということでございますけれども、当然、勤務条件等に関することでございますので、当組合の職員労働組合の方に給与条例の改正について、交渉の場で提案をさせていただきました。その結果につきましては、妥結ということでは至っておりませんが、今申し上げました人事院勧告の制度に則り、住民の方の理解を得られるように提案をさせていただくということで労働組合の方にはお話をさせていただいております。

続いて3番、影響額でございますけれども、今回の改定によりまして、当組合職員14名おりますけれども、若年層は、改定に該当ませんので、実際に減額改定の対象となる者は5人となります。5人につきまして、給与の月額で、11月と12月の支給実績、12月は支給予定となりますが、それを月額で比較をした場合、7,273円を月額で減額するものとなります。また、期末勤勉手当につきましては、影響額、こちらは94,881円の減額となるものでございます。

続いて、4番目の形で、それぞれの改定、40歳台、50歳台について、改正概要書に書いてございますパーセンテージを表示してございますが、これにつきまして、いま現在具体的な計算を、当初ご質問いただいておりますので、詳しく計算できてございません。今申し上げました総額等について、現在ご報告させていただくということで、それぞれについて今回、申し訳ないのですが手元の資料で計算できませんのでお願いしたいと思います。

議長 再質疑ですね。西澤君。

西澤議員 一番、最初の人勧の勧告の件ですが、今先ほど事務局の方からご答弁いただきましたのは、地方自治法の規定で、均衡等判断するということではありますが、私の聴いていますのは、その基となった人事院勧告の法的拘束力と言った方がわかりやすいかと思いますが、その点で改定をすることが義務行為として位置づけられているかどうかという質問であります。当組合が、地方自治法に基づいて、均衡等の判断をして今回改正の提案をされていることは承知をしております、人勧そのものの守る範囲、どういうものかということで、再度、ご答弁いただきたいと思っております。つまり、義務でないのか、義務であるのかというところで結構です。

もう一つは、この総額とそれから年台別で聞きましたが、金額でなくて50歳、40歳、40歳台の若年層の分布ですね、総額対象となるのは14人中5人ということで回答いただきましたが、その分布で、金額を聞いておりませんので、再度よろしくお願ひします。

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩 14:25～14:26》

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

総務課長 いま、再質問いただきました人事院勧告の法的拘束力でございますけれども、勧告自体、法的な拘束力、義務的なものではないと解釈してございます。ただ、地方公務員法の、先ほど条項を申し上げましたが、住民方の理解を得るために、改定をしようとするものでございます。

続いて、各年代別での金額のお話ですけれども、詳細の金額につきましては、全体の額を先ほど説明させていただいたとおりでございますが、40歳台につきましては2人、50歳台については3人ということで、合計が5名というようになっております。以上でございます。

議長 他に質疑ありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

山内議員 議長。

議長 山内議員。

山内議員 議案第5号の質疑を受けて反対の討論をいたします。

主要な内容は、国家公務員に対して官民格差、マイナス0.2～0.3%による月例賃金の引下げ、一時金は据え置き、給与構造改革における経過措置の廃止などを人事院が9月30日に勧告をして、その結果、この内容に対して当組合の職員に対する労働条件を無条件に追従させるという議案です。これは、第1に3年連続の月例給の引下げであり、また当組合

の、いまお話がありました。5人に対する賃金の大幅削減となります。現給保障の廃止や50歳台あるいは40歳台以上を念頭においた、まさにベテラン職員の差別というだけではなしに、退職金にも当然連動して人生設計を大きく歪めるものと言わざるを得ません。

二つ目には、人勧の根拠となっている民間格差と言われておりますけれども、国民春闘共闘委員会は、1.87%、連合調べでは1.71%、日本経団連では、大手で1.85%、中小では1.64%と昨年比でほぼ同様のアップになっているということです。民間労働者の平均給与が3年ぶりに増加をしているという国税庁の民間給与実態統計調査でも明らかになっています。定期昇給を加味しても昨年を上回る0.2~0.3%もの逆格差が出ているという人勧の結論については納得することができません。

また、一時金は、民間での支給割合が3.99箇月、現行、地方公務員の場合3.95箇月ですから、一時金の改善が可能でもあるに関わらず、東北3県の状況悪化を類推してまで、意図的に見送りをいたしました。このことは、人事院が労働基本権のはく奪の代償措置たる役割を放棄したものに等しいと言えらると思えます。

3番目に最高裁判例でも明らかになっているように、労働協約で特別の定がある場合を除き、賃金、労働条件に関しては、使用者が一方的に不利益を遡って適用してはならないという、不利益不遡及の原則が確立しています。あくまでも不遡及適用でない12月一時金での調整措置と言われますけれども、しかし実態は、不利益の遡及であり、国、県はともかく、当組合が法を自ら破るという措置を行うこととなります。

4つ目に、内需を喚起し、地域経済を活発化するためには、国民の消費購買力あるいは、労働者の消費購買力を付ける必要があります。賃金の底上げは、内需を活発にする上で、決定的です。公務員の賃下げが、さらに民間の賃下げの口実にされ悪魔のサイクルと揶揄される悪循環を繰り返し、不況を深刻にし、地域経済を壊していくことにつながります。一方、資本金10億円以上の大企業が、昨年1年間だけでも内部留保という貯め込み金10兆円以上もの積み増しをして250兆円を超える事態になっています。このような有り余るお金を労働者に還元をさせること、そして公務員も含めて、このようなお金を労働者に還元させていくことが地域経済を活発にする何よりも大事な必須であると確信をしています。

最後に5つ目ですが、職員の給与について、当事者能力は広義で言え

ば国での人事院、あるいは県での人事委員会、しかし当組合は、そのような機能は持っておらず、文字どおり当組合の執行者側に裁量があるというふうに言えます。今のお答えの中でも、人勧は義務ではないというふうにお答えになりました。であるならば、当事者能力を發揮して、一律に中央の人勧に従うということではなしに、遡及し減額を実施しない自治体や引下げについても実施しない自治体も存在をしているということです。本来なら賃金交渉は、労働者の側で言えば、労働基本権であるスト権を背景に使用者側と対等に交渉して、賃金交渉を行う、それが労働のルールです。しかし、このような権利が不当に奪われているという状況を当局は、判断をして、使用者として職員の生活を守り、そして地域経済を活発化させる。そのような高い施政にたって賃金を考慮すべきだと考えます。以上、5点の理由で賃下げの条例に反対をする、議案の討論とさせていただきます。

議 長 他に討論はありませんか。

—なしの声—

議 長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第5号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を、原案のとおり決することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 多数—

議 長 ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第5号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決いたしました。

【議案第6号上程】

議 長 次に、日程第5、議案第6号「彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

議 長 地方自治法第117条の規定により、8番 中島幸子さんの退場を求め

ます。

—中島議員 退場—

議 長 職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議 長 提案者の説明を求めます。

管 理 者 議案第6号でございますが、お手元の議案書綴り15ページをご参照いただきたいと思います。当組合の監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

当組合の議会選出の監査委員でありました、北川和利氏につきまして、豊郷町議会議員としての任期、また当組合議会議員としての任期が11月13日をもって満了いたしましたことから、その後任の監査委員に中島幸子氏を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、この選任に当たりましては、当組合においてのこれまでの監査委員の選任の例によりまして、豊郷町選出の組合議員から選任させていただくものでございますのでご理解願います。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長 これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

議 長 西澤伸明議員。6番。

西澤議員 6番 西澤です。

先ほど管理者の方から報告がありました、慣例に基づいて豊郷の選出議員ということでありましたが、この慣例のいきさつと、道理性、どういふところにあるのかというところで、全ての議員を対象に選任をするということではなかったのか、という点ですが慣例はどういふところできたのか、いつ頃から始まっているのか、その2点ですがよろしくお願ひします。

議 長 暫時休憩します。

《暫時休憩 14:36～14:39》

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

総務課長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

今回の監査委員の選任につきまして同意を求める案件、管理者提案として出させていただいておりますけれども、まず、議会の議員さんの中から議会選出ということで選任を出させていただいております。それにつきましては、議会の方のこれまでの慣例で、議会議長は彦根市から、副議長は多賀町から、今回の議会選出の監査委員につきましては豊郷の選出議員から、甲良町からは識見を有する者としての監査委員を甲良町さんから出させていただくという形での慣例と言いますか、取り決め、議会での申し合わせがあるということで聞いておりました、それに基づいて今回につきましてもあげさせていただいたものでございます。

議長 西澤伸明君。

西澤議員 その取り決めというか、慣例は解りましたが、この当組合が発足した時からそういう申し合わせであったということなのか、途中でこういう取り決めになったのか、当初の経過を聞いておりますので再度、お願いします。

総務課長 こちらも、議会の方から、役員を選ばれてご報告を受けるという形のお話でございまして、議員さんの中で議論されて、そういう役割を決めていくという、当初の中でお話があったものかと思えます。

愛荘町が入られて、当然その際にも役員の割り振りをどういたしましようという話で、議員さんの中で議論されたということを知っておりますので、ご理解をお願いします。

議長 あくまでも監査委員につきましては、管理者側からの提案になりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、他に質疑はございませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第6号「彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めること」について、原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

ご着席願います。起立全員であります。

よって、議案第6号「彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意を与えることに決しました。

議長 8番 中島幸子さんの入場を許します。

議長 ただいま、当組合監査委員として、議会の同意を得ましたので、中島議員のごあいさつをお願いします。

中島議員 ただいまは、ご同意いただきまして、誠にありがとうございます。なにぶん不慣れではございますが、精一杯努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は、全部議了いたしました。

これをもちまして平成23年11月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様、ご苦勞様でした。

午後2時43分 閉会